

4 卷末資料

1.1 ごみ量推計

ごみ量推計については、人口減少分及びこれまでの傾向でごみ量が推移すると仮定し、単純推計をしました。

そこから、施策実施による効果を見込み、中間目標及び最終目標を設定しています。

本計画期間中は、実績と目標を比較することにより、施策の達成状況を確認していきます。

区分		平成 30 (2018)年度	令和 6 (2024) 年度		令和 11 (2029) 年度	
		実績	単純推計	中間目標	単純推計	最終目標
人口 (人)		800,582	786,446		768,279	
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量 (g)	1,006	997	977	991	953
	1人1日あたり家庭系ごみ量 (g)	488	485	468	484	451
	事業系ごみ排出量 (t)	79,186	77,682	76,200	75,861	73,100
	リサイクル率 (%)	26.4	26.0	27.2	25.8	27.6
参考指標	最終処分量 (t)	24,261	22,043	21,700	21,513	20,800
	廃棄物分野の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	71,994	70,266	68,300	68,436	64,700
	生ごみ量 (t)	85,346	83,250	80,700	80,993	76,200
	食品ロス量 (t)	35,950	35,081	32,400	34,139	29,300
	ごみに含まれる資源化可能な 紙類の割合 (%)	13.5	13.5	13.4	13.5	13.3

1.1.1 ごみ量単純推計値

			実績値	予測値				
			H30	R1	R2	R3	R4	
			2018	2019	2020	2021	2022	
人口(人)			800,582	799,182	797,782	794,948	792,114	
家庭系ごみ	収集	ごみ	燃やすごみ	123,699	123,519	122,627	121,867	121,135
			燃やさないごみ	3,849	3,853	3,837	3,824	3,812
			粗大ごみ	3,126	3,068	3,071	3,057	3,043
			計	130,674	130,440	129,535	128,748	127,990
		資源	プラマーク容器包装	8,275	8,240	8,166	8,108	8,054
			ペットボトル	1,294	1,289	1,278	1,270	1,262
			飲食用・化粧品びん	6,285	6,259	6,204	6,161	6,120
			飲食用缶	1,948	1,940	1,923	1,910	1,898
			特定5品目	412	410	407	404	401
			古紙類	5,607	5,588	5,541	5,503	5,467
	枝葉・草		15,947	15,896	15,785	15,692	15,601	
	計	39,768	39,622	39,304	39,048	38,803		
	計	170,442	170,062	168,839	167,796	166,793		
	集回収・拠点回収	集回収	古紙類	26,811	26,853	26,497	26,198	25,881
			その他	66	66	65	64	63
			計	26,877	26,919	26,562	26,262	25,944
		拠点回収	古紙類	781	799	782	779	776
			ペットボトル	773	793	771	764	758
			乾電池	66	68	66	65	64
			古布・古着	163	167	164	164	163
廃食用油			80	82	80	80	79	
使用済小型家電			22	21	21	21	21	
計			1,885	1,930	1,884	1,873	1,861	
計	28,762	28,849	28,446	28,135	27,805			
家庭系直接搬入	可燃ごみ	有料	4,591	4,579	4,646	4,708	4,763	
		無料	34	34	34	35	35	
		計	4,625	4,613	4,680	4,743	4,798	
	不燃ごみ	有料	7,463	7,516	7,623	7,722	7,810	
		無料	101	102	103	105	106	
		計	7,564	7,618	7,726	7,827	7,916	
資源物	506	522	532	540	546			
計	12,695	12,753	12,938	13,110	13,260			
合計	211,899	211,664	210,223	209,041	207,858			
事業系ごみ	可燃ごみ	許可	74,696	74,741	74,406	74,142	73,878	
		直接搬入	1,749	1,750	1,742	1,736	1,730	
		公共ごみ	514	514	512	510	508	
		計	76,959	77,005	76,660	76,388	76,116	
	不燃ごみ	許可	1,099	1,084	1,079	1,075	1,071	
		直接搬入	257	253	252	251	250	
		公共ごみ	61	60	60	60	59	
		計	1,417	1,397	1,391	1,386	1,380	
	直接埋立	許可	530	525	519	513	508	
		直接搬入	855	847	837	828	820	
		公共ごみ	1,764	1,748	1,727	1,709	1,692	
		計	3,149	3,120	3,083	3,050	3,020	
	資源物	644	714	711	709	706		
合計	82,169	82,236	81,845	81,533	81,222			
ごみ総排出量	294,068	293,900	292,068	290,574	289,080			

	H30	R1	R2	R3	R4
1人1日あたりごみ総排出量 (g)	1,006	1,005	1,003	1,001	1,000
1人1日あたり家庭系ごみ量 (g)	488	487	487	487	486
事業系ごみ排出量 (t)	79,186	79,200	78,835	78,545	78,257
リサイクル率 (%)	26.4	26.3	26.3	26.2	26.1
最終処分量 (t)	24,261	22,485	22,382	22,297	22,212
廃棄物分野の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	71,994	71,858	71,489	71,177	70,872
生ごみ量 (t)	85,346	85,288	84,805	84,406	84,014
食品ロス量 (t)	35,950	35,928	35,727	35,561	35,398
ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 (%)	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5

(t)						
予測値						
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
789,280	786,446	783,612	779,779	775,946	772,112	768,279
120,756	119,736	119,063	118,254	117,779	116,672	115,898
3,809	3,786	3,774	3,756	3,749	3,721	3,703
3,038	3,017	3,005	2,989	2,982	2,959	2,944
127,603	126,539	125,842	124,999	124,510	123,352	122,545
8,023	7,950	7,901	7,843	7,808	7,731	7,677
1,257	1,246	1,238	1,229	1,224	1,212	1,203
6,097	6,042	6,005	5,961	5,934	5,876	5,834
1,891	1,874	1,863	1,849	1,841	1,823	1,810
400	396	394	391	389	385	383
5,448	5,399	5,367	5,328	5,305	5,253	5,216
15,553	15,420	15,332	15,224	15,159	15,011	14,905
38,669	38,327	38,100	37,825	37,660	37,291	37,028
166,272	164,866	163,942	162,824	162,170	160,643	159,573
25,638	25,285	24,981	24,798	24,536	24,167	23,970
63	62	61	61	60	59	58
25,701	25,347	25,042	24,859	24,596	24,226	24,028
775	769	766	762	759	753	748
753	745	739	733	728	720	714
64	63	63	62	61	61	60
163	162	161	160	160	159	158
78	78	77	76	76	75	75
21	21	20	20	20	20	20
1,854	1,838	1,826	1,813	1,804	1,788	1,775
27,555	27,185	26,868	26,672	26,400	26,014	25,803
4,825	4,855	4,894	4,922	4,960	4,968	4,986
36	36	36	36	37	37	37
4,861	4,891	4,930	4,958	4,997	5,005	5,023
7,909	7,957	8,019	8,064	8,125	8,136	8,165
107	108	109	109	110	110	111
8,016	8,065	8,128	8,173	8,235	8,246	8,276
551	553	554	554	555	553	551
13,428	13,509	13,612	13,685	13,787	13,804	13,850
207,255	205,560	204,422	203,181	202,357	200,461	199,226
73,815	73,349	73,085	72,727	72,568	72,012	71,655
1,728	1,717	1,711	1,703	1,699	1,686	1,678
508	505	503	500	499	496	493
76,051	75,571	75,299	74,930	74,766	74,194	73,826
1,070	1,063	1,059	1,054	1,052	1,044	1,039
250	249	248	247	246	244	243
59	59	59	59	58	58	58
1,379	1,371	1,366	1,360	1,356	1,346	1,340
505	499	495	490	487	481	477
815	805	798	790	785	776	769
1,681	1,661	1,647	1,631	1,620	1,601	1,586
3,001	2,965	2,940	2,911	2,892	2,858	2,832
706	702	699	695	694	688	685
81,137	80,609	80,304	79,896	79,708	79,086	78,683
288,392	286,169	284,726	283,077	282,065	279,547	277,909

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
998	997	995	995	993	992	991
486	485	485	485	484	484	484
78,183	77,682	77,396	77,011	76,837	76,243	75,861
26.1	26.0	26.0	25.9	25.9	25.8	25.8
22,187	22,043	21,959	21,845	21,795	21,623	21,513
70,756	70,266	69,963	69,582	69,385	68,819	68,436
83,858	83,250	82,875	82,398	82,152	81,459	80,993
35,335	35,081	34,925	34,727	34,624	34,334	34,139
13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5

1.1.2 ごみ量目標達成時

		実績値		予測値				
		H30	R1	R2	R3	R4		
		2018	2019	2020	2021	2022		
人口 (人)		800,582	799,182	797,782	794,948	792,114		
家庭系ごみ	収集	燃やすごみ	123,699	122,720	121,073	119,551	118,036	
		燃やさないごみ	3,849	3,853	3,837	3,824	3,812	
		粗大ごみ	3,126	3,068	3,071	3,057	3,043	
		計	130,674	129,641	127,981	126,432	124,891	
	資源	プラスチック容器包装	8,275	8,232	8,150	8,084	8,021	
		ペットボトル	1,294	1,289	1,278	1,270	1,262	
		飲食用・化粧品びん	6,285	6,259	6,204	6,161	6,120	
		飲食用缶	1,948	1,940	1,923	1,910	1,898	
		特定5品目	412	410	407	404	401	
		古紙類	5,607	5,620	5,602	5,588	5,575	
		枝葉・草	15,947	15,896	15,785	15,692	15,601	
		計	39,768	39,646	39,349	39,109	38,878	
	計	170,442	169,287	167,330	165,541	163,769		
	集団回収・拠点回収	集団回収	古紙類	26,811	26,960	26,711	26,519	26,306
			その他	66	66	65	64	63
計			26,877	27,026	26,776	26,583	26,369	
拠点回収		古紙類	781	802	788	788	788	
		ペットボトル	773	793	771	764	758	
		乾電池	66	68	66	65	64	
		古布・古着	163	167	164	164	163	
		廃食用油	80	82	80	80	79	
		使用済小型家電	22	21	21	21	21	
		計	1,885	1,933	1,890	1,882	1,873	
計	28,762	28,959	28,666	28,465	28,242			
家庭系直接搬入	可燃ごみ	有料	4,591	4,548	4,584	4,616	4,641	
		無料	34	34	34	34	34	
		計	4,625	4,582	4,618	4,650	4,675	
	不燃ごみ	有料	7,463	7,516	7,623	7,722	7,810	
		無料	101	102	103	105	106	
計	7,564	7,618	7,726	7,827	7,916			
資源物	506	522	532	540	546			
計	12,695	12,722	12,876	13,017	13,137			
合計		211,899	210,968	208,872	207,023	205,148		
事業系ごみ	可燃ごみ	許可	74,696	74,507	73,912	73,389	72,868	
		直接搬入	1,749	1,745	1,731	1,718	1,706	
		公共ごみ	514	513	509	505	501	
		計	76,959	76,765	76,152	75,612	75,075	
	不燃ごみ	許可	1,099	1,084	1,079	1,075	1,071	
		直接搬入	257	253	252	251	250	
		公共ごみ	61	60	60	60	59	
		計	1,417	1,397	1,391	1,386	1,380	
	直接埋立	許可	530	525	519	513	508	
		直接搬入	855	847	837	828	820	
		公共ごみ	1,764	1,748	1,727	1,709	1,692	
		計	3,149	3,120	3,083	3,050	3,020	
	資源物	644	714	711	709	706		
合計		82,169	81,996	81,337	80,757	80,181		
ごみ総排出量		294,068	292,964	290,209	287,780	285,329		

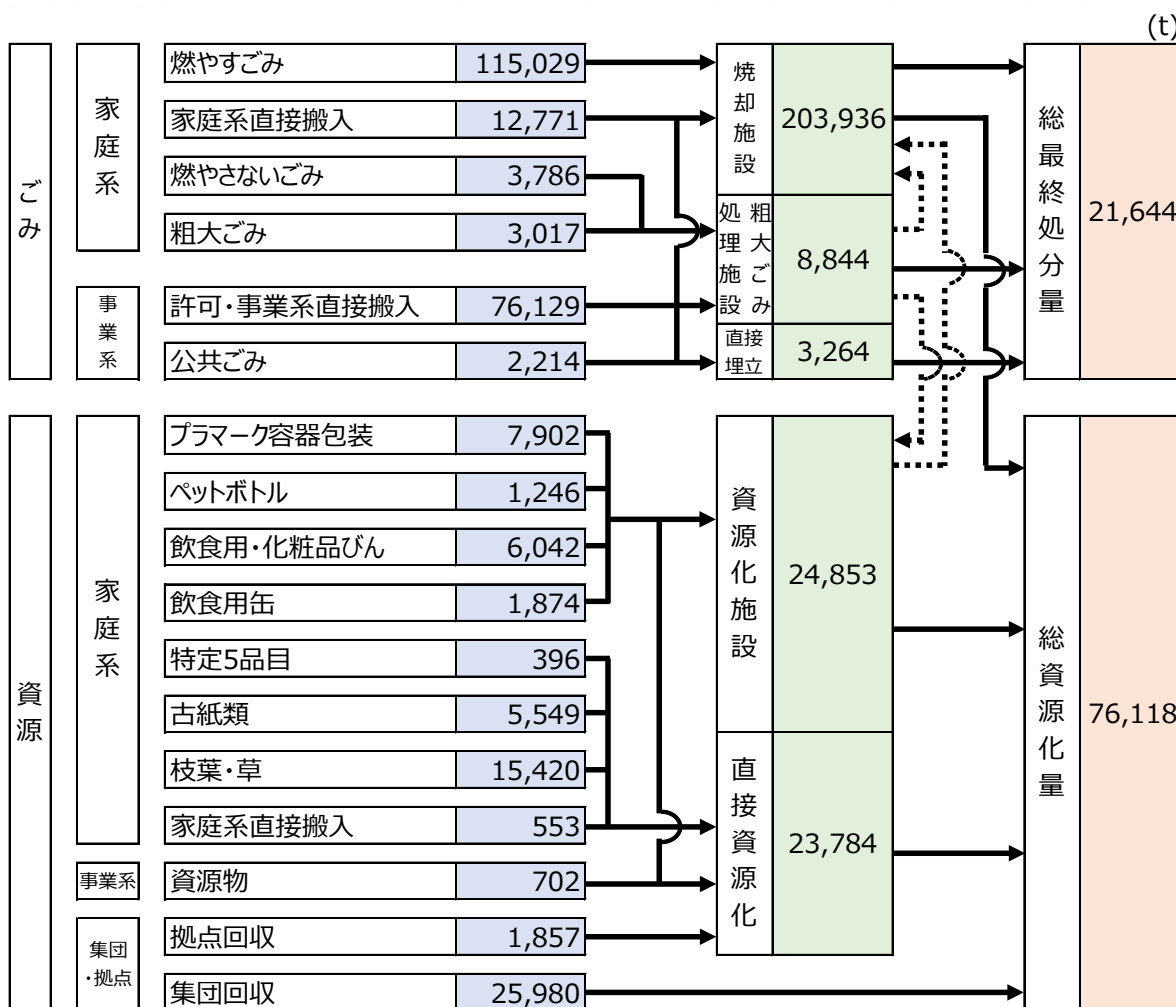
	H30	R1	R2	R3	R4
1人1日あたりごみ総排出量 (g)	1,006	1,002	997	992	987
1人1日あたり家庭系ごみ量 (g)	488	484	481	478	475
事業系ごみ排出量 (t)	79,186	79,000	78,400	77,800	77,300
リサイクル率 (%)	26.4	26.9	26.9	27.0	27.1
最終処分量 (t)	24,261	22,500	22,300	22,200	22,000
廃棄物分野の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	71,994	71,600	70,900	70,200	69,600
生ごみ量 (t)	85,346	84,900	84,000	83,200	82,300
食品ロス量 (t)	35,950	35,500	34,900	34,200	33,600
ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 (%)	13.5	13.5	13.4	13.4	13.4

(t)

予測値						
R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
789,280	786,446	783,612	779,779	775,946	772,112	768,279
116,848	115,029	113,537	111,910	110,596	108,687	107,091
3,809	3,786	3,774	3,756	3,749	3,721	3,703
3,038	3,017	3,005	2,989	2,982	2,959	2,944
123,695	121,832	120,316	118,655	117,327	115,367	113,738
7,982	7,902	7,845	7,779	7,736	7,652	7,590
1,257	1,246	1,238	1,229	1,224	1,212	1,203
6,097	6,042	6,005	5,961	5,934	5,876	5,834
1,891	1,874	1,863	1,849	1,841	1,823	1,810
400	396	394	391	389	385	383
5,577	5,549	5,536	5,515	5,510	5,474	5,454
15,553	15,420	15,332	15,224	15,159	15,011	14,905
38,757	38,429	38,213	37,948	37,793	37,433	37,179
162,452	160,261	158,529	156,603	155,120	152,800	150,917
26,170	25,918	25,717	25,636	25,476	25,204	25,105
63	62	61	61	60	59	58
26,233	25,980	25,778	25,697	25,536	25,263	25,163
790	788	787	786	787	783	781
753	745	739	733	728	720	714
64	63	63	62	61	61	60
163	162	161	160	160	159	158
78	78	77	76	76	75	75
21	21	20	20	20	20	20
1,869	1,857	1,847	1,837	1,832	1,818	1,808
28,102	27,837	27,625	27,534	27,368	27,081	26,971
4,672	4,672	4,681	4,681	4,689	4,669	4,660
34	34	34	35	35	35	35
4,706	4,706	4,715	4,716	4,724	4,704	4,695
7,909	7,957	8,019	8,064	8,125	8,136	8,165
107	108	109	109	110	110	111
8,016	8,065	8,128	8,173	8,235	8,246	8,276
551	553	554	554	555	553	551
13,273	13,324	13,397	13,443	13,514	13,503	13,522
203,827	201,422	199,551	197,580	196,002	193,384	191,410
72,547	71,831	71,316	70,712	70,302	69,511	68,914
1,699	1,682	1,670	1,656	1,646	1,628	1,614
499	494	491	487	484	478	474
74,745	74,007	73,477	72,855	72,432	71,617	71,002
1,070	1,063	1,059	1,054	1,052	1,044	1,039
250	249	248	247	246	244	243
59	59	59	59	58	58	58
1,379	1,371	1,366	1,360	1,356	1,346	1,340
505	499	495	490	487	481	477
815	805	798	790	785	776	769
1,681	1,661	1,647	1,631	1,620	1,601	1,586
3,001	2,965	2,940	2,911	2,892	2,858	2,832
706	702	699	695	694	688	685
79,831	79,045	78,482	77,821	77,374	76,509	75,859
283,658	280,467	278,033	275,401	273,376	269,893	267,269

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
982	977	972	968	963	958	953
472	468	465	462	458	455	451
76,900	76,200	75,600	75,000	74,600	73,700	73,100
27.1	27.2	27.3	27.4	27.4	27.5	27.6
21,900	21,700	21,500	21,300	21,200	21,000	20,800
69,100	68,300	67,600	66,900	66,300	65,400	64,700
81,700	80,700	79,900	78,900	78,200	77,100	76,200
33,100	32,400	31,800	31,200	30,600	29,900	29,300
13.4	13.4	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3

1.1.3 中間目標達成時のごみ処理フロー(令和6(2024)年度)



家庭系ごみ 計 173,585

事業系ごみ 計 79,045

集団回収・拠点回収 計 27,837

ごみ総排出量 280,467

※家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収・拠点回収

1人1日あたりのごみ総排出量(g) 977

※ごみ総排出量÷人口÷年間日数×10⁶

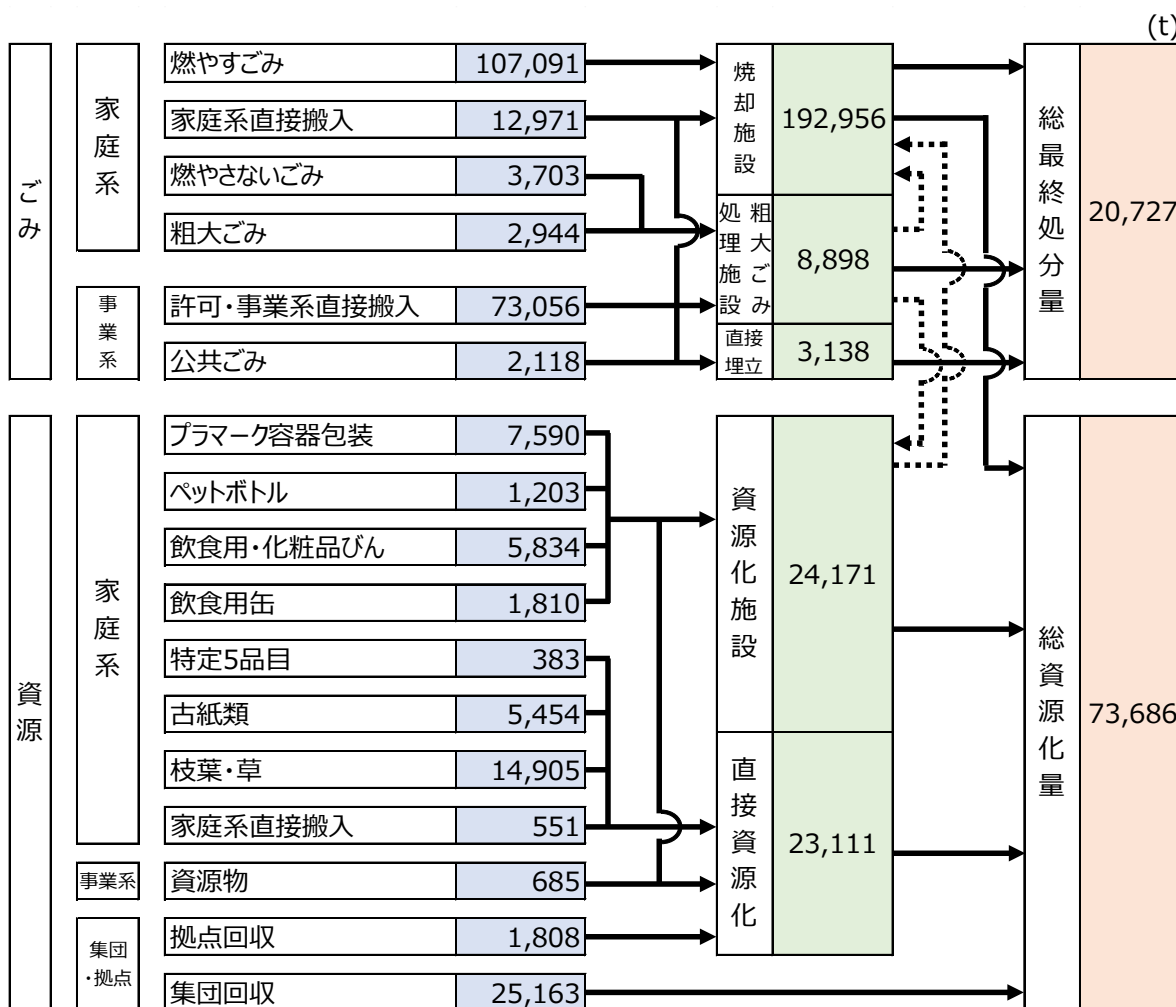
リサイクル率 27.2%

※資源化量÷ごみ総排出量×100

最終処分量 7.7%

※最終処分量÷ごみ総排出量×100

1.1.4 最終目標達成時のごみ処理フロー(令和 11(2029)年度)



家庭系ごみ 計	164,439
---------	---------

事業系ごみ 計	75,859
---------	--------

集団回収・拠点回収 計	26,971
-------------	--------

ごみ総排出量	267,269
--------	---------

※家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収・拠点回収

1人1日あたりのごみ総排出量(g)	953
-------------------	-----

※ごみ総排出量÷人口÷年間日数×10⁶

リサイクル率	27.6%
--------	-------

※資源化量÷ごみ総排出量×100

最終処分率	7.8%
-------	------

※最終処分量÷ごみ総排出量×100

1.2 生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生量予測

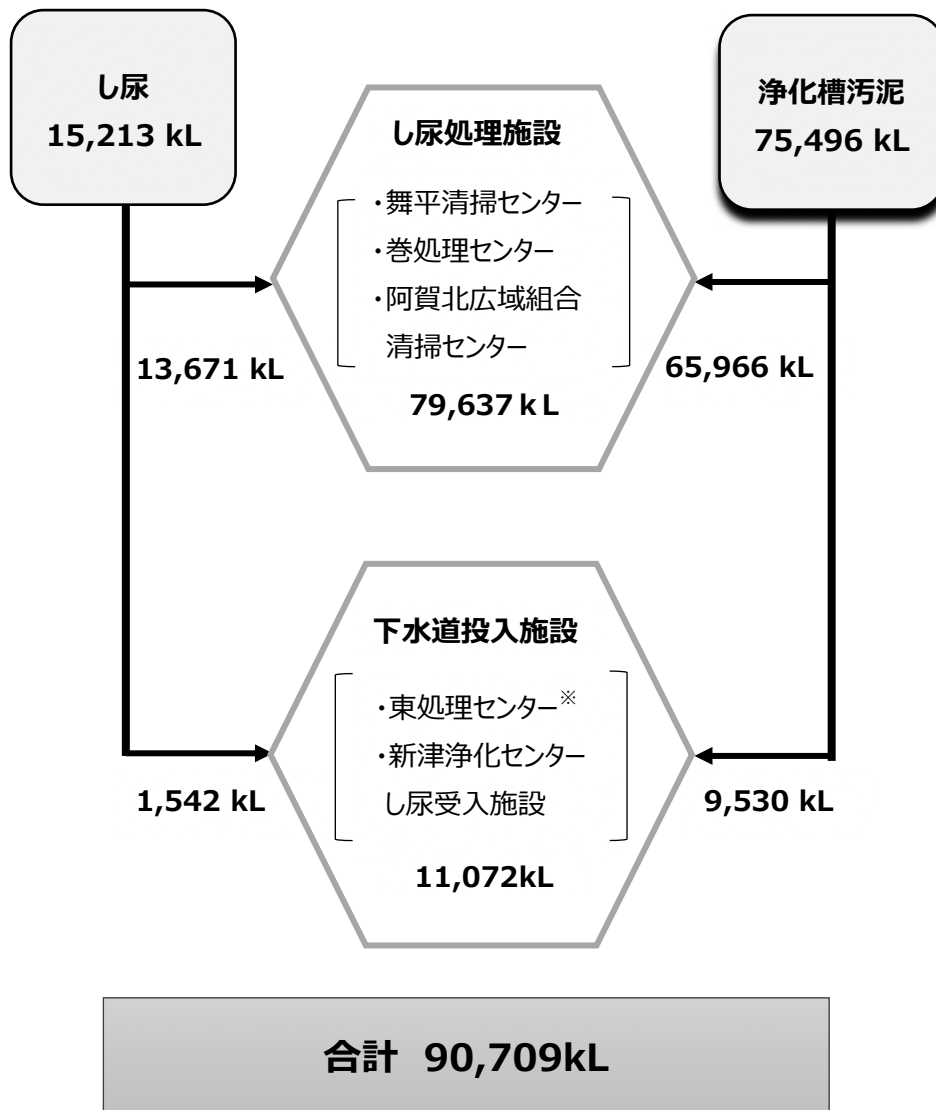
		H30	R1	R2	R3	R4
		2018	2019	2020	2021	2022
計画処理区域内人口	人	789,897	788,497	787,097	784,263	781,429
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活排水処理人口	人	646,340	649,210	651,674	652,350	652,711
	%	81.8	82.3	82.8	83.2	83.5
下水道水洗化人口	人	615,423	618,409	620,989	621,789	622,273
	%	77.9	78.4	78.9	79.3	79.6
浄化槽人口	人	152,302	149,593	147,157	144,935	142,897
	%	19.3	19.0	18.7	18.5	18.3
農業集落排水施設	人	3,909	3,902	3,895	3,881	3,867
	%	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
合併処理浄化槽	人	27,008	26,899	26,790	26,680	26,571
	%	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
単独処理浄化槽	人	121,385	118,792	116,472	114,374	112,459
	%	15.4	15.1	14.8	14.6	14.4
し尿汲み取り人口	人	22,172	20,495	18,951	17,539	16,259
	%	2.8	2.6	2.4	2.2	2.1
生活雑排水未処理人口	人	143,557	139,287	135,423	131,913	128,718
	%	18.2	17.7	17.2	16.8	16.5

し尿量		15,213	13,952	12,866	11,907	11,038
浄化槽汚泥量	kL	75,496	71,724	70,363	69,301	68,326
合計		90,709	85,676	83,229	81,208	79,364

- ・ 人口については、下水道中期ビジョンなどと整合性を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく
- ・ 端数処理の関係で、内訳の割合（%）の合計が100%にならない場合がある

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
778,595	775,761	772,927	769,094	765,261	761,427	757,594
100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
652,788	652,602	652,171	650,510	648,631	646,544	644,256
83.8	84.1	84.4	84.6	84.8	84.9	85.0
622,473	622,410	622,102	620,570	618,819	616,860	614,700
79.9	80.2	80.5	80.7	80.9	81.0	81.1
141,012	139,257	137,615	136,065	134,603	133,216	131,898
18.1	18.0	17.8	17.7	17.6	17.5	17.4
3,853	3,839	3,825	3,806	3,787	3,768	3,749
0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
26,462	26,353	26,244	26,134	26,025	25,916	25,807
3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
110,697	109,065	107,546	106,125	104,791	103,532	102,342
14.2	14.1	13.9	13.8	13.7	13.6	13.5
15,110	14,094	13,210	12,459	11,839	11,351	10,996
1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.5
125,807	123,159	120,756	118,584	116,630	114,883	113,338
16.2	15.9	15.6	15.4	15.2	15.1	15.0
10,286	9,568	8,968	8,458	8,060	7,706	7,465
67,610	66,586	65,801	65,059	64,537	63,697	63,067
77,896	76,154	74,769	73,517	72,597	71,403	70,532

1.3 し尿・浄化槽汚泥処理フロー(平成 30(2018)年度)

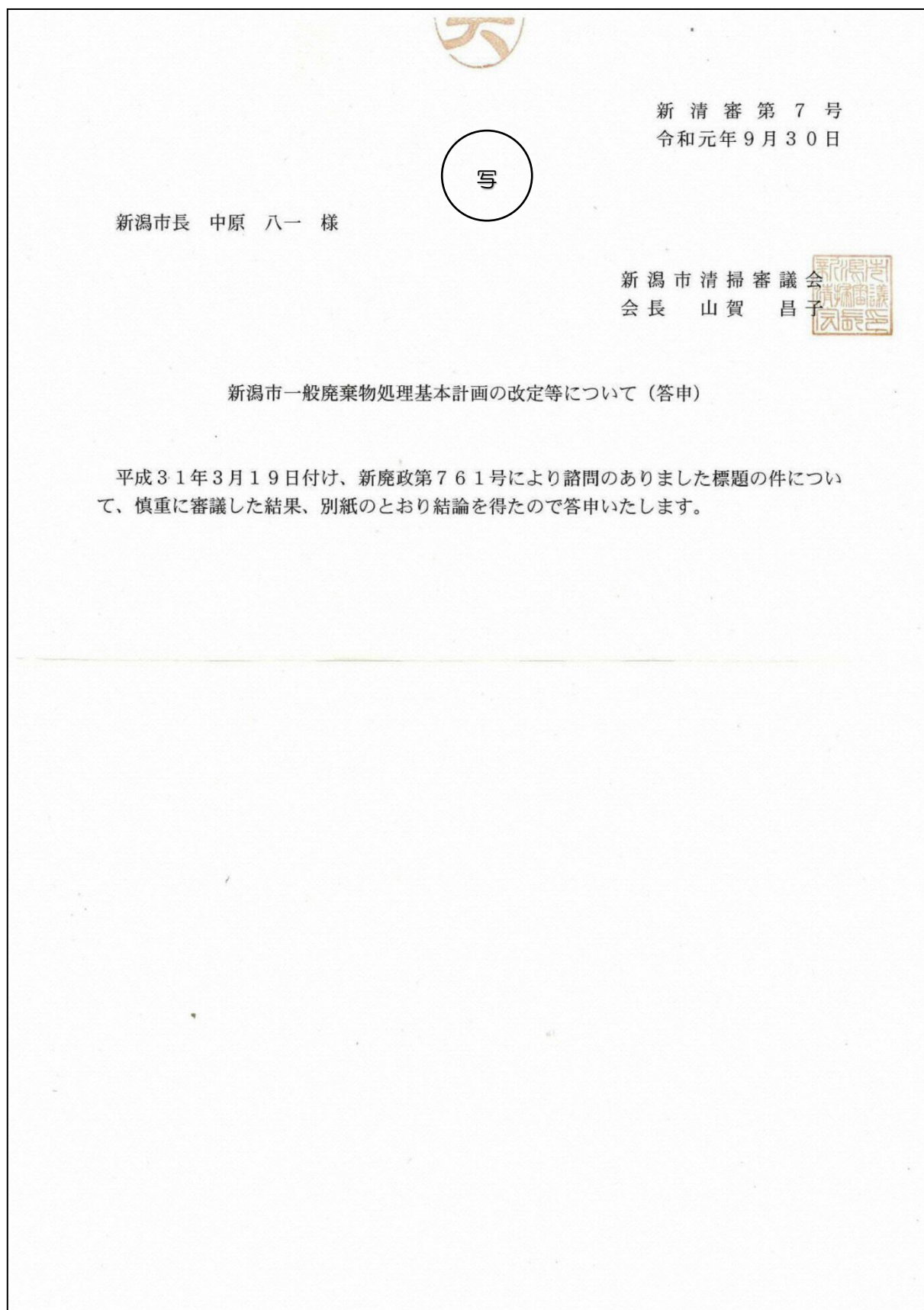


※ 平成 30 (2018) 年 12 月末をもって廃止

1.4 策定の経過

年 月 日		内 容
平成 31 年	3月19日	◆ 平成 30 年度第 3 回清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（諮問）
	4月22日	◆ 平成 31 年度第 1 回新潟市清掃審議会（審議）
令和元年	5月21日	◆ 令和元年度第 2 回新潟市清掃審議会（審議）
	6月27日	◇ 第 1 回ごみ処理手数料の用途に係る検討委員会
	7月12日	◆ 第 3 回新潟市清掃審議会（審議）
	7月23日	◇ 第 2 回ごみ処理手数料の用途に係る検討委員会
	7月31日	◆ 第 4 回新潟市清掃審議会（審議）
	8月22日	◆ 第 5 回新潟市清掃審議会（審議）
	9月5日	◆ 第 6 回新潟市清掃審議会（審議）
	9月30日	◆ 第 7 回新潟市清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（答申）
	11月26日	◆ 第 8 回新潟市清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
	12月16日	◇ パブリックコメント
令和 2 年	～1月24日	意見提出 5人 19件
	2月13日	◆ 第 9 回新潟市清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画（案）について

1.5 答申書及び諮問書



新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について
答 申 書

令和元年9月30日

新潟市清掃審議会

はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）は、平成31年3月19日に新潟市長から「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について」の諮問を受けた。

審議会では、合計8回の会議を開催し、「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について」「ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて」及び「家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について」の3項目について審議した。

審議においては、議論に必要な詳細情報を要求し、自由に意見を述べ合うなど活発な議論を行い、本審議会として結論を得た。

新潟市においては、本審議会の答申を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の立案及び施策の推進と適正なごみ処理手数料の運用について期待する。

令和元年9月30日

新潟市清掃審議会
会長 山 賀 昌 子

1. 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について

(1) 基本的な考え方

新潟市では、平成20年6月から開始した新ごみ減量制度により、開始直後に家庭系ごみ量が約3割減少し、リサイクル率が大幅に向上するなど、大きな成果を挙げた。

平成24年2月に策定された現「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現計画」という。）では、新ごみ減量制度の成果を踏まえ、市民・事業者・市それぞれが環境先進都市の実現に向けた取り組みを加速させることを基本理念に据え、これまで国が示す3R（①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用））の優先順位に従って施策を展開してきたが、現計画の目標には達しない見込みである。

廃棄物行政に関する国の動向を見ると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正、災害廃棄物対策の推進、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく基本方針の改正、食品ロスの削減の推進に関する法律の成立、プラスチック資源循環戦略の策定など廃棄物を巡る情勢が大きく変化している。また、世界的には持続可能な開発目標（SDGs）の考えに基づき、持続可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない状況である。

また、新潟市では、平成25年3月の「環境モデル都市」の選定に伴い「環境モデル都市アクションプラン」を策定したほか、平成27年4月には「新潟市総合計画（にいがた未来ビジョン）」「第3次新潟市環境基本計画」を策定するなど行政計画にも変化がみられる。

こうした情勢を踏まえ、新潟市にはさらなるごみ減量・資源化に努める責任があり、引き続き3Rの優先順位に従い、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいかなければならない。なお、国のごみ処理基本計画策定指針に基づき、現計画の改定にあたっては、10年先を見据えた計画とすべきである。

(2) 理念について

理念については、10年後にあるべき都市像として、市民・事業者・市の三者協働の考え方を基本としながら、持続可能な循環型社会・低炭素社会の構築や地域循環共生圏の創造などの視点を踏まえた内容とするべきである。

(3) 施策の視点について

次期計画では、施策の推進にあたり横断的な視点を設け、次の5つを掲げるべきである。

- 3Rの取り組みを推進することにより、環境負荷を低減し、循環型社会・低炭素社会の創造に寄与する「**環境**」の視点。
- 市民・事業者・市が連携し、ごみの減量・資源化の推進や、環境美化に取り組む仕組みをつくる「**協働**」の視点。
- 市民が安心できるごみ出し支援を充実させるほか、災害等の非常時に備えたごみ処理体制を整える「**安心**」の視点。
- ターゲットを意識した情報提供と、情報入手手段を充実させることにより、意識啓発を推進する「**啓発**」の視点。
- 費用対効果を考慮して施策を推進することで、コストの最適化に努めるほか、収集・処理体制の構築にあたって効率化を図る「**効率**」の視点。

(4) 数値目標・指標について

次期計画の数値目標については、現計画との継続性の視点から「1人1日あたりの家庭系ごみ量」「事業系ごみ排出量」「リサイクル率」を引き続き設定するほか、新潟市全体のごみの発生抑制の進捗状況を把握するため「1人1日あたりごみ総排出量」を新たに設定すべきである。

参考指標については、「廃棄物分野のCO₂排出量」に加えて、現計画の数値目標である「最終処分量」は3Rの推進により削減されることから、参考指標に変更すべきである。また、家庭系燃やすごみの中で割合の高い生ごみ及び紙類の減量は重点的な課題であること、食品ロス量の削減については国が数値目標を設定していることなどを踏まえ、「生ごみ量・食品ロス量」及び「可燃ごみに含まれる紙類の量」を新たに設定すべきである。

(5) 施策について

次期計画には、理念のもと施策の視点や数値目標を踏まえながら、次の施策を掲げていくべきである。

① 2Rの推進によるごみの減量

「リデュース(発生抑制)の推進」

新潟市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は政令市の中で5番目に多い状況であり、さらなるごみの減量が必要である。

3Rのうち、国が示す優先度はリデュースが1番高いことから、ごみをなるべく出さないリデュースの取り組みを強化するとともに、特にプラスチッ

ク類の減量については、プラスチック資源循環戦略の趣旨を踏まえ、取り組みを進めるべきである。

「生ごみ・食品ロスの減量」

ごみ・資源組成調査の結果、家庭系・事業系ごみの中で大きな割合を占める生ごみの減量には重点的に取り組む必要がある。特に、食品ロスの削減については、国の動向を踏まえ、市民に対する意識啓発の推進やフードバンク活動の支援など、市内の飲食店をはじめとした事業者、関係団体等と連携した取り組みを進める必要がある。

「リユース(再使用)の推進」

3Rの優先度が2番目に高いのがリユースであり、リデュースに次ぐものとしてさらなる取り組みが必要であることから、事業者や関係団体等が実施する取り組みと連携し、その機運を高めていくべきである。

②さらなる資源循環の推進

「リサイクル(再生利用)の推進」

ごみ・資源組成調査の結果、依然としてプラマーク容器包装などの資源物の混入が見られることから、さらなる分別の徹底等により資源循環を推進する必要がある。

生ごみのリサイクルについては、食品リサイクル法の趣旨を踏まえたうえで、費用対効果の検証や、3Rの優先順位を踏まえた施策の整理が必要である。

また、事業系ごみについては、事業系廃棄物処理ガイドラインに沿った適正処理をより一層促進するとともに、必要に応じてガイドラインの見直しや手法の検討を行うべきである。

「古紙類の分別推進」

ごみ・資源組成調査の結果、燃やすごみに占める紙類の割合が高いことから、家庭系古紙類の分別について、さらなる市民意識の向上を図るために、より積極的な取り組みを進めるべきである。また、事業系古紙類については、引き続き資源化促進策を実施すべきである。

「資源物排出機会の提供」

地域のごみ集積場以外にも、資源物の拠点回収など多様な排出機会を提供しているが、事業のさらなる周知を進めるとともに、回収量等に応じた回収場所を検討するなど、より効率的に実施できるよう努めるべきである。

③意識啓発の推進

「情報提供の充実」

ごみの減量・資源化の推進には、情報提供の充実が必要であることから、より市民・事業者に伝わるよう、効果的な広報媒体の選定や訴求力が高い内容となるよう見直しを図るべきである。また、国際化に向けた対応として、情報媒体の多言語化など外国人へのサービス向上を図るべきである。

「環境教育の推進」

小学生・未就学児などへの環境教育や地域への出前講座、施設見学の受け入れを引き続き実施するとともに、ごみ減量・資源化につながるよう内容を充実するべきである。

また、次世代を担う若年層をターゲットとした環境教育の拡充を図るべきである。

④市民サービスの向上

「高齢者等への支援の充実」

地域との協働によるごみ出し支援制度を評価する一方、制度そのものの認知度が低いことから、さらなる周知と支援団体の拡充が必要である。

また、現行制度の検証とともに、国の動向や他政令市の状況等を注視しつつ、新たな手法を含め、持続可能な制度のあり方を検討していく必要がある。

要介護世帯などのごみ指定袋の支給等は、経済的負担を軽減する観点から継続するとともに、今後の社会情勢などに応じて、新たな支援についても検討すべきである。

「ごみ処理手数料の市民還元」

「3. 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の用途について」で述べる。

⑤地域の環境美化の推進

「地域全体の環境美化の推進」

市民自らが地域の環境美化に取り組む機運の醸成を図るため、地域の一斉清掃等を引き続き推進すべきである。特に若年層に対して、地域清掃に参加しやすい手法を検討するとともに、環境教育と連携しながら環境美化意識の向上を図るべきである。

また、市が実施するばい捨て防止パトロールは、効果的な体制づくりを目的に地域との連携を検討すべきである。

近年、社会問題化している海洋ごみについては、「街中のごみ」が「海ごみ」につながることにについて周知・啓発を進めるべきである。

「ごみ集積場周辺の環境美化の推進」

違反ごみ対策をはじめ、集積場及びその周辺の環境美化について、現行のパトロールや、クリーンにいがた推進員による取り組みを継続すべきであるが、活動内容の差や選任そのものが困難となっている地域もあることから、地域の実情を把握し、参考事例の共有や知識の集積に向けたさらなる取り組みが必要である。

⑥ 安定かつ効率的な収集・処理体制

「効率的な収集・運搬体制」

集合住宅の増加や高齢化を背景としたごみ集積場の分散化により、集積場の数が年々増え、収集運搬経費が増加していることから、将来を見据えた中で、収集方法や運搬体制などの持続可能なあり方について検討すべきである。検討にあたっては、収集・運搬時に排出されるCO₂の低減についても考慮する必要がある。

なお、これらの変更は市民生活に多大な影響があることから、慎重に議論し丁寧な説明を行いながら取り組むべきであるとともに、超高齢社会など新たな課題への対応と併せて検討していく必要がある。

「ごみ処理施設の更新及び統合」

現在稼働している焼却4施設の内、全国的な事例をみると、3施設が更新を検討する時期もしくは更新時期を超えている状況にある。今後人口減少に伴いごみ量が減少することが見込まれる中で、安定かつ効率的な処理体制を構築するためには、施設更新と併せ統廃合を進めるべきである。点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及びCO₂排出量の低減の視点を踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターともう1施設の計2施設体制とすることが妥当である。

破碎・選別施設については、稼働状況や今後のごみ量を踏まえ、統合や民間処理委託を検討する必要がある。

⑦ 低炭素社会に向けた処理施設の活用

「廃棄物エネルギーの利活用」

低炭素社会の実現に向けて、ごみの焼却による廃棄物発電や熱利用など、廃棄物エネルギーを十分に活かすため、地域での活用や産業振興など多用途利用に向けて検討すべきである。

「発電電力の地産地消」

廃棄物発電の電力利用先は市有施設に限らず市内の民間施設にも拡大し、地産地消による地域の低炭素化を進めるべきである。

⑧大規模災害に備えた体制整備

「災害廃棄物処理計画に基づく体制整備」

新潟市は平成28年3月に「災害廃棄物処理計画」を策定しているが、計画の実効性を確保するとともに発災時に迅速な対応を図るため、仮置場の運営方法等の具体的なマニュアルの整備や、民間団体等との協定の拡充に努めるべきである。

「災害時も稼働できる処理施設の整備」

災害時にも安定的な廃棄物処理が行えるよう、新たな焼却施設を整備する際には、災害時にも稼働できる施設とすることが望ましい。また、発電による電力供給等の施設特性を活かし、防災拠点としての活用も検討すべきである。

2. ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて

ごみ処理施設に搬入した場合の処理手数料については、直近のごみ処理原価を踏まえ、慎重に審議した結果、現行の処理手数料の据え置きが妥当である。

現行の処理手数料

家庭系廃棄物：10キログラムまでごとに60円

事業系廃棄物：10キログラムまでごとに130円

ただし、食品リサイクル法に基づく基本方針において、食品廃棄物の焼却処理から資源リサイクルへの動きを促進するため、手数料見直し等の推進を掲げていることから、将来的には資源循環リサイクル促進といった観点からの処理手数料の見直しを検討することが必要である。

3. 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の用途について

現状として、平成20年6月からの指定袋等によるごみ処理手数料の用途については、市民に還元する趣旨のもと、「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」「地域コミュニティ活動の振興」を柱に据え、柱に沿った施策・事業を展開してきたことは一定の評価をするところである。

しかしながら、有料化から10年、平成26年の「市民還元事業検証に関する取りまとめ」から5年が経過し、時間の経過とともに地域における取り組みに差が生じてきている事業や、制度の認知や活用が進まない事業もあるなど、個々の事業の課題が見えてきている。

ごみ処理手数料収入については、人口減少によるごみ量の減少に伴い、今後の増収が見込める状況にない。

一方、人口減少・超高齢社会の進展といった社会的課題や、廃プラスチック問題といった国際的課題への対応のほか、技術革新の活用や資源の収益化といった、新しい視点を取り入れる必要がある。

今後のごみ処理手数料の用途については、限られたごみ処理手数料収入の中から、食品ロス削減や廃プラスチック対策といった新たな課題への対応も必要であることから、引き続き三本の柱を継続しつつ、効率的かつ効果的に手数料が活用されるよう、個々の事業内容については適宜見直しを図っていくべきである。

また、さらなる資源循環・低炭素社会の構築に向けて、有効な先進技術の活用や環境課題の解決に向けた起業への支援、安定かつ持続可能なごみ処理体制の構築や環境教育の充実など、次世代に繋がる未来投資的な施策を新たな柱として検討することを望む。

これらを進めていくためには、社会情勢により変化する財政状況を考慮し、基金など効果的な活用方法を検討していくことも必要である。

○資料

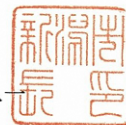
(1) 諮問書（表面）

写

新廃政第761号
平成31年3月19日

新潟市清掃審議会
会長 山賀 昌子 様

新潟市長 中原 八一



新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

- (1) 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について
- (2) ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて
- (3) 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の用途について

2 諮問理由

本市は、平成24年度から平成31年度までの8年間を計画期間とする、一般廃棄物処理基本計画である「新潟市ごみ減量プログラム」に基づいて、家庭系ごみの分別推進や事業系ごみの排出抑制などの各施策を実施してまいりました。

「市民・事業者・市の協働のもと、ともに作る環境先進都市」を基本理念とした取組みを進めたことにより、家庭系・事業系ごみの減量・資源化が進みました。

しかしながら、近年のごみ量は、家庭系では微減、事業系では横ばいの状況であり、現基本計画の最終年度である平成31年度の数値目標を達成することは困難な状況となっています。計画の改定にあたっては、ごみ減量と3R推進のほか、人口減少に伴うごみ量の推移や高齢化社会の進展を踏まえた安定的かつ効率的な収集・処理体制の構築、技術動向を注視したうえでの廃棄物処理施設の適切なあり方などが求められています。

また、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについては、平成19年2月における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申に基づき、「手数料は3年を基本として見直しを行う」ことにしております。前回の審議から3年目を迎えるため、処理手数料の見直しについて検討することといたしました。

諮問書（裏面）

最後に、指定袋等のごみ処理手数料の用途について、平成20年の有料化から10年が経過するとともに、平成26年の「市民還元事業検証に関するとりまとめ」の報告から5年が経つため、あらためて検証し用途について検討することといたしました。

つきましては、上記3項目について、幅広いご見識と市民の視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

平成31年9月末

(2) 審議経過

年度	回数	期日	主な内容
H30	第3回	3.19	1 諮問「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について」 2 清掃審議会全体スケジュールについて 3 一般廃棄物処理基本計画の改定について 4 循環型社会を形成するための法体系と計画について 5 新潟市の現状と今年度の動きについて
H31 (R1)	第1回	4.22	1 新潟市の上位計画について 2 現計画の基本的事項について 3 現計画における事業の実績について 4 現計画における課題と社会情勢について 5 一般廃棄物処理施設（焼却施設）のあり方について
	第2回	5.21	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第3回	7.12	1 第1回ごみ処理手数料の使途にかかる検討委員会概要(報告) 2 近年のごみ量の推移等について(報告) 3 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第4回	7.31	1 第2回ごみ処理手数料の使途にかかる検討委員会概要(報告) 2 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 3 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第5回	8.22	1 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 2 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第6回	9.5	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第7回	9.30	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議) 2 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 3 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について(審議)

(2) 審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

1号委員（学識経験者）5名

氏名	役職
西條 和佳子	NPO法人ワーキングウイメンズアソシエーション 常任理事
住吉 智子	新潟大学大学院保健学研究科 教授
関谷 浩史	新潟県立大学国際地域学部 准教授
西海 理之	新潟大学農学部 教授
◎ 山賀 昌子	NPO法人まちづくり学校 理事

2号委員（市民）10名

氏名	役職
阿部 由幸	亀田郷土地改良区 事務局長
井下田 恵美子	新潟市消費者協会 理事
石井 敏子	潟東地域コミュニティ協議会 環境・福祉・保健部 部会長
石本 貴之	新潟NPO協会 理事・事務局長
小林 由美	公募委員
鈴木 信義	イオンリテール株式会社 北陸信越カンパニー 新潟事業部 イオン新潟青山店 人事総務課 課長
鶴巻 ヨシ子	新潟市食生活改善推進委員協議会 北支部 支部長
○ 中澤 幸子	新潟商工会議所 女性会 委員
星島 聡	亀田製菓株式会社 生産本部 本部長付
渡部 沙恵子	公募委員 ※令和元年5月30日まで




敬称略・各号毎に50音順

1.6 各施策とSDGsターゲットとの関係性



本計画の各施策とSDGsターゲットとの関係性は、以下のとおりです。

1.6.1 ごみ処理編



施策1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量

目標	ターゲット
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。






施策2 さらなる資源循環の推進

目標	ターゲット
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。





施策3 意識啓発の推進

目標	ターゲット
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。





施策4 市民サービスの向上

目標	ターゲット
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6 2030年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。






施策5 地域の環境美化の推進

目標	ターゲット
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6 2030年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。




施策6 安定かつ効率的な収集・処理体制

目標	ターゲット
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6 2030年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

施策 7 低炭素社会に向けた体制整備


目標	ターゲット
 <p>7 再生可能エネルギーを大規模に 導入してクリーンに</p>	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

施策 8 大規模災害に備えた体制整備


目標	ターゲット
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

1.6.2 生活排水処理編



方針 1 地域に応じた生活排水処理の推進

目標	ターゲット
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

方針 2 効率的な効果的な生活排水処理施設の構築

目標	ターゲット
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

方針 3 環境保全のための広報啓発の推進

目標	ターゲット
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

【英数】

●20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動

本市の食品ロスの削減に向けた取り組みの一つで、宴会開始後「20」分間、宴会終了前「10」分間は自席で料理を楽しむことで、食べ残し「0」を目指す運動です。

●3R（スリーアール）

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の頭文字をとったものです。

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）

絶縁性・不燃性などの特性によりトランス・コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されましたが、環境汚染が大きな社会問題となり、昭和47(1972)年までに生産が中止されました。

●SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service：ソーシャルネットワーキングサービスの略称です。インターネット上における人と人とのつながりを促進し、コミュニティを構築するサービスです。

●SDGs（エスディーゼイズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2030年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と232のインディケータ（指標）の3層構造で構成されています。

【あ行】

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は家庭での日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。

●エシカル消費

より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

●温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）などのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスと言います。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCS）、パーフルオロカーボン類（PFCS）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類としています。

【か行】

●海洋プラスチック

海洋を漂うプラスチックごみの総称です。回収されずに河川などを通じて海に流れ込むことにより発生しています。長期にわたり海に残存するため、地球規模での環境汚染が懸念されています。

●過剰除去

調理において、野菜の皮などを除去する際に一緒に可食部を過剰に除去することで、食品ロス増加の要因の一つとなっています。

●合併処理浄化槽

し尿、生活雑排水等の汚水を処理するために設置される浄化施設のことです。

●環境基本法

平成5（1993）年に公布された環境に関する全ての法律の最上位に位置する法律で、環境保全に向けた基本的な方向を示しています。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画です。平成30（2018）年に第5次計画が閣議決定されました。

●環境モデル都市

持続可能な低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことです。

●拠点回収

公民館等の公共施設や、スーパーマーケット等、市民の使用頻度が高い施設を回収拠点とし、資源物を回収する方式のことです。

●建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

特定の建設資材についての分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として制定された法律のことです。

●下水道投入施設

し尿及び浄化槽汚泥を、終末処理場で処理するための前処理施設のことです。

●公共下水道

一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための排水管、排水施設、処理施設、ポンプ施設、終末処理場及びその他施設から構成される施設のことです。

●公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの水域及びこれに接続する公共^{こうきよ}溝渠、かんがい水路などの水路（終末処理場の設置されていない下水道も含む）のことです。

●個別リサイクル法

容器包装や家電等を対象とした法律の総称で、各品目に対応した資源化の促進等について定めています。具体的には、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法のことです。

●コンポスト容器

落ち葉や生ごみなどを土中の微生物の働きにより、堆肥化するために使用するプラスチック製の容器のことです。

【さ行】**●最終処分場**

最終処分を行う施設で、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てる「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類されます。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のことです。

●資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

平成 12（2000）年6月に公布された法律です。循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的としています。

●自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。

●し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設のことです。

●集団資源回収

自治会・町内会、PTA、子ども会等で古紙類等の資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことです。

●終末処理場

各家庭などから下水道管により集められた汚水を処理する施設のことです。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源になった場合は適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことです。

●循環型社会形成推進基本法

平成 12（2000）年6月に公布された法律です。循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定されたほか、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促しています。また、処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）が初めて法定化されました。

●循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。平成 30（2018）年6月に第四次計画が閣議決定されました。

●浄化槽法

昭和 58（1983）年5月に公布された法律です。浄化槽の設置、保守点検等の規制及び浄化槽工事業者の登録制度の整備等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

●使用済小型家電

家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等）を除く使用済の小型家電製品のことで、携帯電話やデジタルカメラ、CD プレイヤー、携帯用ゲーム機などが該当します。

●使用済小型電子機器の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

平成 24（2012）年8月に公布された法律です。使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的としています。

●使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

平成 14（2002）年7月に公布された法律です。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施することを目的としています。

●食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

令和元年（2019）5月に公布された法律です。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

平成 12（2000）年6月に公布された法律です。事業者は食品廃棄物の発生抑制等に努め、食品関連事業者による発生抑制・減量等を行うとともに、飼料や肥料等の原料として再生利用することを目的としています。

●生活排水

日常生活に伴って家庭から出される排水で、トイレから排出されるし尿と、炊事、洗濯、風呂などで排出される生活雑排水を合わせたものです。

【た行】

●単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化施設で、平成 13（2001）年4月1日の浄化槽法改正により原則として新たな設置は不可となっています。

●段ボールコンポスト

段ボールを利用した生ごみ処理容器で、段ボール内で微生物により生ごみを分解し、堆肥を作るものです。

●地域新電力事業

地域内の発電電力を最大限に活用し、主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業のことです。

●地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のことです。

●地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する地球温暖化対策に関する総合計画のことです。

●中間処理

収集したごみを焼却処理、破砕処理することです。

●低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない社会のことです。

●特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

平成 10（1998）年6月公布に公布された法律です。エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

【な行】

●熱回収

廃棄物から熱エネルギーを回収することです。ごみの焼却から得られる熱は、発電をはじめ、施設の暖房・給湯、温水プール等に利用されています。

●農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することによる、農業用排水路や公共用水域の水質保全を目的とした施設です。

【は行】

●バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことです。代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等があります。

●バイオマスプラスチック

主に、植物など生物由来の有機物（バイオマス）を原料の一部に活用したプラスチックのことです。従来のプラスチックと比較し、焼却時の温室効果ガス排出量の削減効果が見込まれます。

●廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理法基本方針）

廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき定められた方針です。廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物減量等の適正処理施策を総合的・計画的に推進するための指針を提示しています。

●廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに策定される計画です。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和45（1970）年12月に公布された法律です。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

●排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきという考え方のことです。

●廃棄物発電

廃棄物の焼却時に発生する熱エネルギーをボイラで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うことです。化石燃料の使用削減につながることから、温暖化対策としても有効です。

●パリ協定

平成27（2015）年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定のことです。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。

●フードバンク活動

市場で流通できなくなった食品や農産物を、企業や個人から寄付を受け、福祉施設などに提供する団体の活動のことです。

●プラスチック資源循環戦略

令和元（2019）年5月31日に策定され、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を重点戦略とし、2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することなどを掲げています。

【ま行】

●マイボトル

昔からある水筒のことで、最近では「マイボトル」と呼ばれています。マイボトルを使用することで使い捨て容器の削減につながることから、環境にやさしい取り組みの一つとして推奨されています。

●メタン発酵

生ごみやふん尿等の有機物を、嫌気性微生物の働きによって分解し、メタンガスを主とするバイオガスを発生させることです。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを設計することです。

●容器包装

容器包装リサイクル法における「容器包装」とは、「商品の容器及び包装であって、商品が消費され、商品と分離された場合に不要になるもの」とされており、基本的には全ての容器包装が対象となります。

●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

平成7（1995）年6月に公布された法律です。家庭から排出されるごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

【ら行】**●リサイクル**

廃棄物を資源として再利用することです。

●リデュース

ごみの発生自体を減らすことです。3Rの中で最も優先順位が高いものです。

●リフューズ

不要なものを断ることで、ごみとなるものを買わない、もらわないことです。

●リペア

ものを修理して使うことで、できるだけ長く使うよう心がけることです。

●リユース

一度使用された製品や部品、容器等を繰り返し使うことです。

●リユース食器

使い捨て容器の代わりに、洗って何度も繰り返し使える食器のことです。

【わ行】**●ワンウェイプラスチック**

通常一度使用した後に、その役目を終えるプラスチックのことです。